

高齢者福祉施策に関する提言

高齢者福祉施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域包括ケアシステムの構築について、より機能的なシステムとなるよう、職員の資質向上や必要な人員確保についての支援を充実し、ボランティアの育成、買い物支援等の新たなサービスづくりや地域住民への普及啓発に係る事業等の包括的実施を可能とする財政措置を講じること。
また、都市自治体の整備状況や地域の課題について把握し、必要な措置を講じること。
2. 養護老人ホームの施設運営について、施設の老朽化等による維持管理費の確保が困難となっているため、施設の長寿命化に係る事前調査等への財政措置を含む必要な対策を講じること。
3. 一人暮らし高齢者の孤立死等を防止するため、個人情報取り扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインの作成、早期の安否確認を可能にする法整備等、必要な措置を講じること。
4. 認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求について、支援制度を創設すること。
5. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。